



# 新庁舎建設事業 NEWS

新庁舎建設にあたり、新庁舎建設検討委員会の検討状況等をお知らせします。

## 第2回 新庁舎建設検討委員会を開催しました

第2回検討委員会を10月23日に開催し、先進地視察報告、職員ワーキンググループ、市民ワークショップの開催報告のほか、今年度の基本計画策定と基本設計の業務委託にあたり、企画提案方式（プロポーザル方式※）で選定された業者から企画提案の内容説明を受けました。

議事では、庁舎と文化会館の現状と課題の整理を行い、施設の老朽化や、耐震性不足などの状況を確認。委員からは、新庁舎建設により今後の市全体の財政や政策への影響を検討する必要があるとの意見が出されましたが、検討委員会では、基本構想をたたき台として基本計画（案）の検討を諮問されていることから、この事業を進めるにあたって市全体に及ぶ問題等があれば、意見を付して答申することを確認しています。

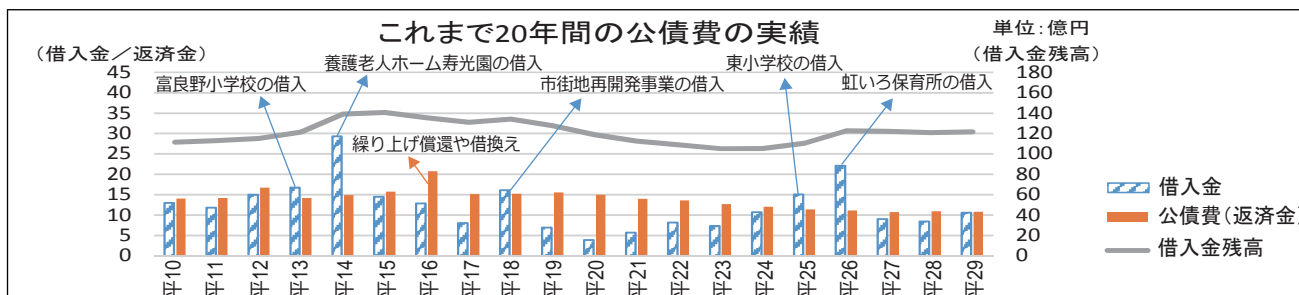
＜ 現状と課題の整理 ＞	
庁舎	文化会館
1 施設・設備の老朽化	1 施設・設備の老朽化
2 耐震性の不足	2 耐震性の不足
3 省エネ・バリアフリー等への対応	3 大ホールの構造的な課題
4 行政事務室の狭小化・分散化	・舞台設備の更新時期の到来
5 市民の利便性と市民活動支援	・防音機能の欠損など
6 水害等への対策	4 省エネ・バリアフリー等への対応
・地下電気機械室等への水害対策	・構造上の課題で不十分な対応
昭和44年建設 ＜ 築49年経過 ＞	昭和46年建設 ＜ 築47年経過 ＞
法定耐用年数 50年	
↓	
多くの課題を抱え、耐震改修では済まない状況	

※プロポーザル方式とは、業務実施にあたり事業推進方法等の企画提案について、聴き取り審査により企画力や技術力を評価し業者を選定する手法。

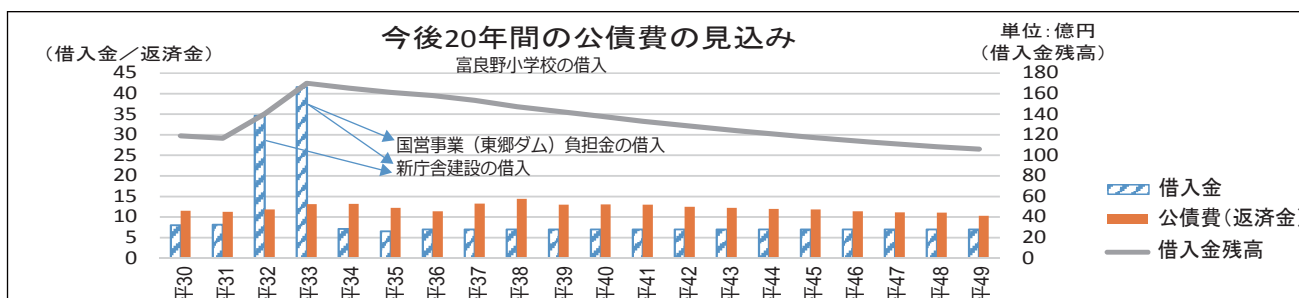
## 市の財政状況（公債費の推移）

市では、これまでも大きな事業を実施する場合、お金を借りて実施しており、毎年度10～15億円程度は公債費として返済してきています。事業を実施するためにお金を借りるのは、世代間負担の公平を図るためや、政策的に借入れを行い国の財政支援（交付税措置）を活用し実質負担を減らすために行う場合があります。新庁舎建設により、一時的に借入れは大きくなりますが、過去の借入れが返済終了するものもあり、次の図のとおり公債費は概ね平準化できると見込んでいます。なお、公債費には国からの交付税措置額は含んでいません。公債費に対する国からの交付税算入率は、過去の実績で7割程度です。

検討委員会や地域懇談会では、新庁舎建設の借入れによる将来の返済負担を心配する声がありましたが、公債費は今後も平準化を図り、その他の事業に影響が出ないようこれからも健全財政に努めていきます。



※ 借入金のピークは、平成14年度で、主な要因は養護老人ホーム寿光園の建設の借入れによるものです。公債費（返済金）のピークは、平成16年度で、主な要因は過去の借入の繰上償還や借換えによるものです。



※ 平成32年度と平成33年度の借入金の主な要因は、新庁舎建設のほか、国営事業（東郷ダム）終了に伴う負担金の借入です。公債費（返済金）は概ね平準化できると見込んでいます。

## 国の財政支援「市町村役場機能緊急保全事業」(平成 32 年度迄)

国では、近年の多発する災害に対し、災害対策や市民生活に直結した行政機能の確保が最重要とし、耐震化が未実施の庁舎の建替えを緊急に実施できるようにするため、平成 29 年 4 月に「市町村役場機能緊急保全事業」という財政支援策を創設し、庁舎の建替えを初めて支援することになりました。

この国の動きを受け、市では老朽化し耐震性が不足する等、多くの課題を解決するため、また、経済性の観点から同じく老朽化する文化会館との複合化により庁舎建替えの検討を進め、この国の財政支援を活用することにより、実質負担を減らして整備することを検討しています。この国の財政支援は平成 32 年度までの限られたものです。

公共施設等の適正管理の推進		
公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため「公共施設等適正管理推進事業費」について、地方財政計画の計上額を増額するとともに、地方財政措置を拡充		
<b>1. 地方財政計画の計上</b>		
○ 「公共施設等適正管理推進事業費」を増額(※3, 500億円 → ※4, 800億円)		
※ このほか、公共施設等適正管理推進事業の進捗に伴い増加が見込まれる公共施設等の維持補修に要する経費を増額(250億円)		
<b>2. 地方財政措置の拡充</b>		
○ 「公共施設等適正管理推進事業債」の対象事業及び地方交付税措置の拡充		
対象事業	充当率	交付税措置率
① 集約化・複合化事業 ・ 延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業	90%	50%
② 長寿命化事業【拡充】 【公共用建物】 ・ 施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延ばせる事業 【社会基盤施設】 ・ 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業 (道路、農業水利施設、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、治山施設、港湾施設、漁港施設、風道) <small>対象を追加</small>	90%	30%
③ 転用事業 ・ 他用途への転用事業		財力に応じて 30～50%
④ 立地適正化事業 ・ コンパクトシティの形成に向けた事業	90%	【拡充】
⑤ ユニバーサルデザイン化事業【新規】 ・ バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業 ・ 公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業		
⑥ 市町村役場機能緊急保全事業 ・ 昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等	90%	交付税措置対象分 75%の30%
⑦ 除却事業	90%	—
※ 公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画等に位置づけられた事業が対象		

### 公共施設等適正管理推進事業債

#### 「市町村役場機能緊急保全事業」(平成 29 年 4 月創設)

#### (対象庁舎)

- ・ 昭和 56 年以前に建設
- ・ 耐震化未実施

#### (起債要件)

- ・ 公共施設等総合管理計画に位置付けられた事業であること
- ・ 個別施設計画を策定すること
- ・ 業務継続計画 (BCP) を策定すること

#### (対象年度)

平成 29 年度～平成 32 年度



現 富良野市役所



現 富良野文化会館